

**第3回 UPR 対日審査**  
**岡村政府代表によるステートメント**  
**(11月14日 於ジュネーブ)**

議長並びに各国の皆様,

●今日、世界の多くの地で深刻な人権状況が発生しております。その中で、我々は、世界中の人々が、暴力や差別の恐怖に苛まれることなく、人間としての尊厳と将来への希望を持って生きていける世界の実現を目指さなくてはなりません。

●日本は、戦後70数年の間、一貫して、民主主義、自由、人権、法の支配といった基本的価値に重きを置き、国内外の人権状況の保護・改善のためにたゆまぬ努力を続けてまいりました。第3回UPR審査を迎え、我が国は、国連を始めとする国際社会及び市民社会とも連携し、引き続き世界の人権の保護・促進に貢献していく決意であることを改めて表明します。

●日本は、対話と協力を基本理念とするUPR制度を重視しており、2012年の第2回審査で、計125勧告のフォローアップを受け入れ、取組を進めてまいりました。本日、日本政府を代表し、3回目の審査に参加し、日本における過去5年の人権の擁護・促進の進展状況を報告できることを非常に光栄に思います。

(条約の締結等過去5年の取組実績)

●前回審査において、人権関連の条約の締結について、多くの勧告を頂きました。今回の審査に際し、4条約の締結を報告できることは喜ばしい限りです。

- まず、2014年1月には、障害者の権利の実現に向けた取り組みを強化すべく、**障害者権利条約**を締結しました。
- また、同じく2014年1月に、国境を越えた子の不法な連れ去りに対処すべく、**ハーグ条約**(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)を締結しました。
- 更に、2017年7月には、人身取引を含む国際的な組織犯罪に対処すべく、国内担保法をめぐる10年以上の議論を経て、**パレルモ条約**(国際組織犯罪防止条約)及び**人身取引議定書**を締結しました。

(国際社会での日本の役割)

●前回審査では、日本の国際的な貢献への期待も示されました。アジア地域では、経済発展のみならず民主化の進展も見られるものの、自国民の基本的な自由と民主主義の抑圧・弾圧、人権擁護者の抑圧などの問題が依然として存在しています。こうした問題を抱える国に対し、改善を強く求めていくことは勿論重要です。一方で、持続的な真の改善をもたらすためには、

どのようなアプローチが最も効果的か、包括的・総合的に検討することも重要です。

●その点を念頭に、日本は、アジア出身の人権理事会理事国として「対話」と「協力」の姿勢に立って、人権理事会での「カンボジア人権状況決議」の提出やミャンマーやイラン等との二国間人権対話の実施等を通じ、一層の人権保護を働きかけてきています。息の長い努力を要するアプローチですが、今後も粘り強く取り組んでいく考えです。一方、国際社会との意味のある関与を拒否し、深刻な人権侵害を継続する国・地域に対しては、関係国と協力しながら、強く政策の是正を求めていく考えです。人権理事会や国連総会への「北朝鮮人権状況決議」の提出はその一例です。

●更に、日本は、SDGsの達成も含め、自由、民主主義、基本的人権、法の支配の尊重のための支援を行うことを重点課題としており、今後もアジアやアフリカ諸国等における開発協力を積極的に推進していく考えです。また、女性、子供、障害者といった人々の権利保護・促進にも積極的に貢献する考えであり、本年6月の人権理事会においては、日本が提出した「ハンセン病差別撤廃決議」がコンセンサス採択されたところです。

（「女性が輝く社会の実現」に向けた国内外での取組）

●引き続き、前回審査の勧告を踏まえた日本における過去5年間の人権の擁護・促進の進展状況を報告したいと思います。

●女性の基本的権利の保護・強化、女性・女兒に対する暴力の撤廃は、国際社会が一致して取り組むべき課題です。日本は、「女性が輝く社会」、つまり、全ての女性が、自らの希望に応じ、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を、安倍政権の最重要課題の一つとして掲げ、国の内外で様々な取組を推進してまいりました。

●その取組の一環として、前回の審査以降、第4次男女共同参画基本計画の策定、「女性活躍加速のための重点方針」の策定、「女性活躍推進法」の施行や同法に基づく、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を公共調達等において加点評価する取組などに積極的に取り組んできました。前回審査以降、女性の就業者数は約150万人増加し、上場企業の女性役員数も2倍以上に増加しました。

●引き続き、日本は、女性の積極的な採用・登用や人材の着実な育成、男性中心の働き方等を前提とする労働慣行の変革、女性に対する暴力の根絶の取組を進めていく考えです。

●今月も、東京において、第4回目となる国際女性会議（WAW!）を開催しました。日本は、国際社会においても、女性のエンパワーメント及びジェンダー平等に向けた議論をリードし、途上国への支援を強かに推進し、「女性が輝く社会」の実現に貢献していきます。

(2020東京オリ・パラに向け)

●日本は、2020年に、前回大会のあった1964年以来56年ぶりに**東京オリンピック・パラリンピックを開催**します。日本は、同大会を、人種、性別、性的指向、障害の有無など、あらゆる面での違いを認め合う、多様性と調和に基づく共生社会をはぐくむ契機となるような大会とする考えです。日本は、障害者や児童を始めとするあらゆる人々の人権の保護・促進を図り、誰もが自分の夢を追求でき、誰もが自分の能力を伸ばし、誰にでも居場所がある「**一億総活躍社会**」の実現を目指しています。

(障害者)

●特に、障害者の分野では、障害者権利条約の締結後も様々な施策を実施しており、例えば、2016年4月には「**障害者差別解消法**」が**施行**され、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などが広く行われるようになっていきます。日本は、引き続き、共生社会を実現するために障害者施策を推進する考えです。

(児童、性暴力、人身取引)

●更に、児童の性的搾取を撲滅し、性犯罪や人身取引に厳しく対処すべく、各種対策を実施してまいりました。

- 児童の性的搾取への対策として、これまでの児童ポルノ排除に向けた対策に加え、2017年4月、児童買春等、児童の性的搾取全般に射程を広げた国家レベルの基本計画である「**子供の性被害防止プラン**」を策定しました。同プランに基づき、国民意識の向上、被害児童の保護・支援、取締りの強化の施策を推進していく考えです。
- また、性犯罪に対してより厳正に対処するため、2017年6月、**刑法を改正**しました。罰則を強化するとともに、被害者の負担を軽減するため、被害者の告訴がなくても起訴し得ることとしました。
- 人身取引対策についても、政府一丸となって取り組む考えです。そのためにも、2014年に「**人身取引対策行動計画**」を改定しました。また、2017年6月には、**組織的犯罪処罰法を改正**し、同年7月に**人身取引議定書**を締結しました。引き続き、女性や児童を含む人身取引被害者の保護のための取組を進めるとともに、人身取引に厳しく対処してまいります。

(外国人(ヘイトスピーチ))

●我が国は外国人を含む全ての人々の人権の保護・促進にも取り組んでおります。特に、特定の民族や国籍の人々を一方向的に排斥する不当な差別的言動は決して許されるものではありません。いわゆるヘイトスピーチについて、2016年6月に**ヘイトスピーチ解消法**が施行されました。引き続き、啓発活動、相談体制の整備、外国語人権相談の利便性の向上に取り組んでいく考えです。

(刑事司法制度・代替収容制度)

●この機会に、我が国の刑事司法制度について、申し上げます。

●まず、昨年の刑事訴訟法の改正について申し上げますと、勾留被疑者に係る全事件が、国選弁護制度の対象となりました。また、以前から検察では、取調べの際、積極的に録音・録画を実施してきましたが、同改正により、警察及び検察において、逮捕又は勾留をされている被疑者に対する裁判員裁判対象事件等についての取調べは、全過程の録音・録画が明文で義務付けられることになりました。

●代替収容制度について申し上げますと、勾留被疑者に係る全事件が国選弁護制度の対象になったことに加え、弁護人の接見時には立会人はありません。また、取調べの録音・録画義務の法定化は、先ほど申し上げたとおりです。さらに、警察では、取調べの時間や方法を法令で定めており、捜査に関わらない職員が取調べを監督することとされ、不適切な取調べの中止を求めるなどの措置が執られています。そして、我が国では、任意捜査が原則であり、被逮捕者についても、その勾留の適否や場所の判断は裁判官が行い、勾留の理由や必要がなくなった場合には、裁判官が勾留を取り消すことができます。加えて、弁護士等からなる留置施設視察委員会が被留置者との面接等を行っているほか、知事任命の委員からなる都道府県公安委員会が苦情や不服申立てを受理し、客観的かつ公平な審査を行っています。以上のとおり、被疑者の人権保護のための多種多様な努力を重ねています。

(日韓合意)

●次に、慰安婦問題に関する最近の進展について一言申し上げたいと思います。

●長年にわたり、日韓両国間の懸案事項であった慰安婦問題に関しては、2015年12月28日に日韓外相会談が行われ、本問題は両国の間で「最終的かつ不可逆的に解決される」ことが確認されました。同合意に基づき、韓国政府が元慰安婦の方々のための事業を実施する財団を設立し、日本政府が同財団に対し10億円の拠出を行いました。現在、日韓の協力の下で、元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を実施しているところであり、合意の時点で生存していた元慰安婦47名のうち、これまで36名が事業に賛成し、既に34名が医療や介護といった支援を受けています。

●日本政府としては、20世紀において、戦時下、多くの女性達の尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を胸に刻み続け、21世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、国際社会をリードしていく考えです。

(結語)

●これまで御紹介した事項以外にも、多くの進展がありました。が、時間の関係上、残念ながら全てをお伝えすることはできません。詳細は日本政府が提出した報告書を参照していただければ幸いです。

●全ての国が人権状況を改善していく余地があり、UPR メカニズムはその改善に寄与する重要な制度です。我が国としても、国内人権状況の改善のために引き続き努力するとともに、SDGsの達成も含め、国際社会における人権の保護・促進のために、国連、各国政府、市民社会等と緊密に協力し、貢献していく所存です。

●本日の審査には、外務省以外に複数の関係省庁の関係者も参加しており、各国からの有益な御意見を伺うとともに、未来志向で、建設的な意見交換ができることを期待しております。

(了)